

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害者の方々の特定権利利益の保全等について

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条に基づく

厚生労働省告示第56号(平成23年3月17日公布))

1 概要

- 厚生労働省では、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づいて告示を制定しました。今回の告示は、平成23年東北地方太平洋沖地震による被害者の方々の特定権利利益(厚生労働省関係)の満了日を平成23年8月31日まで延長するものです。
- 対象となる特定権利利益(今回の地震による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、地震発生日(平成23年3月11日)以降に期限の到来するもの)とその概要は、下記一覧表のとおりです。
で、お知らせいたします。

2 一覧表

(※概要中の特定被災区域とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都を除く。)を指します。)

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
1	保険医療機関又は保険薬局の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する保険医療機関と保険薬局の指定について、特定被災区域内に保健医療機関又は保険薬局を有する者については、その有効期間を延長する。	保険局医療課 内線：3288 直通：3595-2577

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
2	有料職業紹介事業の許可期間の延長	平成23年4月10日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する有料職業紹介事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※)許可更新の申請の期限が、30日前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
3	無料職業紹介事業の許可期間の延長	平成23年4月10日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する無料職業紹介事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※)許可更新の申請の期限が、30日前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
4	養育里親名簿への登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する養育里親名簿への登録について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その有効期間を延長する。	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 内線：7883 直通：3595-2504
5	障害児施設給付費の支給期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する指定障害児施設等を利用する場合の障害児施設給付費の支給について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部障害福祉課 内線：3148 直通：3595-2528
6	総合衛生管理製造過程の承認の更新期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する総合衛生管理製造過程の承認について、特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者については、その有効期間を延長する。	食品安全部監視安全課 内線：2451 直通：3595-2326

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
7	飲食店営業等の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する飲食店営業等の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	食品安全部監視安全課 内線：2451 直通：3595-2326
8	旅館業の許可を受けた地位の承継の申請期限の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に期限となる旅館業の営業許可の地位の承継（死亡の場合）について、特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者については、その申請期限を延長する。	健康局生活衛生課 内線：2414 直通：3595-2301
9	精神障害者保健福祉手帳の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する精神障害者保健福祉手帳について、特定被災区域内の申請者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部精神・障害保健課 内線：3065 直通：3595-2307
10	毒物劇物営業の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録について、特定被災区域内に製造所等を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局化学物質安全対策室 内線：2426 直通：3595-2298
11	向精神薬輸入業者等の免許期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する向精神薬輸入業者、向精神薬小売業者等の免許について、特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局監視指導・麻薬対策課 内線：2778 直通：3595-2436
12	薬局開設許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する薬局の開設の許可について、特定被災区域内に薬局を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局総務課 内線：2712 直通：3595-2377

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
13	医薬品、医療機器等の製造業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造業の許可について、特定被災区域内に製造所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局審査管理課 内線：2734、2739 直通：3595-2431 同・医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
14	医薬品、医療機器等の製造販売業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造販売業の許可について、特定被災区域内に事務所等を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局安全対策課 内線：2748、2794 直通：3595-2435
15	医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定について、特定被災区域内の者が外国製造業者の認定の申請を行う場合においては、その有効期間を延長する。	医薬食品局審査管理課 内線：2734、2739 直通：3595-2431 同・医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
16	指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する指定管理医療機器又は体外診断用医薬品に係る登録認証機関の登録について、特定被災区域内の登録認証機関の登録の申請を行う者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
17	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業等の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業及び賃貸業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
18	医療機器の修理業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医療機器の修理業の許可について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局医療機器審査管理室 内線：2912、2786 直通：3595-2419
19	医薬品の販売業の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する医薬品の販売業の許可について、特定被災区域内に店舗を有する者及び特定被災区域内の販売業を行う者については、その有効期間を延長する。	医薬食品局総務課 内線：4212 直通：3595-2377
20	戦没者の父母等に対する特別給付金を受ける権利の裁定の請求期限の延長	戦没者の父母等に対して支給する特別給付金について、特定被災区域内に居住地を有する者については、平成23年4月18日までとなっている請求期限を延長する。	社会・援護局（援護）援護課 内線：3427 直通：3595-2457

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
2 1	登録建築物清掃業者等の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する登録建築物清掃業者等の登録期間について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その有効期間を延長する。	健康局生活衛生課 内線：2432 直通：3595-2301
2 2	一般労働者派遣事業の許可期間の延長	平成23年6月11日(※)から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する一般労働者派遣事業の許可について、特定被災区域内に主たる事務所を有する事業主については、その有効期間を延長する。 (※) 許可更新の申請の期限が、3か月前までであるため。	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課 内線：5312 直通：3502-5227
2 3	中国残留邦人等に対する自立支度金支給の申請期限の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に申請期間が満了する中国残留邦人等が永住帰国した場合に生活基盤の確立に資するため支給される自立支度金について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その申請期間を延長する。	社会・援護局(援護)・援護企画課中国孤児等対策室 内線：3495 直通：3595-2456
2 4	指定居宅サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
2 5	指定地域密着型サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
26	指定居宅介護支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅介護支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
27	指定介護老人福祉施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護老人福祉施設の指定について、特定被災区域内の介護老人福祉施設については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888
28	指定介護療養型医療施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護療養型医療施設の指定について、特定被災区域内の介護療養型医療施設については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
29	指定介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
30	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889

番号	対象となる特定権利利益	概要	担当課
3 1	指定介護予防支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
3 2	介護支援専門員の登録期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護支援専門員証の有効期間について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
3 3	介護老人保健施設の許可期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護老人保健施設の許可について、特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
3 4	衛生検査技師免許の申請期間の延長	特定被災区域内に居住地を有する衛生検査技師の免許を受けることができる者については、平成23年3月30日までとなっている免許の申請期限を延長する。	医政局医事課試験免許室 内線：2566 直通：3595-2204
3 5	障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給決定の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する障害福祉サービス等を利用する場合の介護給付費等の支給決定について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部障害福祉課 内線：3148 直通：3595-2528
3 6	自立支援医療費の支給認定の有効期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期間が満了する自立支援医療費の支給認定について、特定被災区域内の受給者については、その有効期間を延長する。	障害保健福祉部精神・障害保 内線：3057 直通：3595-2307